

## あきる野市議場音響映像システム等改修業務（債務負担行為）に係るプロポーザル実施要領

### 1 業務概要

#### (1) 目的

議場の設備は、本庁舎完成以来20年余り経過しており、録音・録画機器に故障が生じるなど、議会運営に支障を来し始めている。また、議場システムをコントロールしているパソコンのOS（ウィンドウズXP）は、既にサポート期限が切れており、更新が必要だが、更新すると、既存の議場システムをコントロールすることができない。代替機を用意することも困難であり、故障時には議場で議会を開催できない事態も想定される。不測の事態を避け、安定した議会運営を行うため、議場の設備改修を行う。

#### (2) 件名

あきる野市議場音響映像システム等改修業務（債務負担行為）

#### (3) 業務内容

本業務の内容は、別紙「あきる野市議場音響映像システム等改修業務（債務負担行為）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (4) 履行期間

- ア 改修期間：契約締結日の翌日から令和3年8月13日まで
- イ 試用期間：令和3年8月23日から令和3年8月31日まで
- ウ 運用期間：令和3年9月1日から令和10年8月31日まで

#### (5) 履行場所

あきる野市二宮350番地

### 2 提案限度額（予算）

提案限度額は、48,140,400円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

なお、この金額は、改修費、不要となる既存機器の撤去及び廃棄費用、操作説明及び研修に係る経費、7年間の保守点検料及びそれらに係るリース料等、本件業務に係る全ての費用を含むものとする。

また、試用期間及び運用期間については、令和3年度の予算状況により変更となる場合がある。

### 3 プロポーザルの目的

本プロポーザルは、受託候補者を特定するに当たり、価格のみの競争ではなく、事業者の実績、経験、技術力、企画力等が受託候補者としての適格性を有しているかを確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者が提出する企画提案書等の内容及びヒアリング等の状況の評価し、最も高い評価を受けた事業者を受託候補者として特定する。

ただし、参加がない場合又は参加事業者の中に適格者がいないときは、受託候補者を特定しない場合がある。

#### 4 実施形式（プロポーザルの方法及び理由）

(1) 選定方法 公募型プロポーザル方式

(2) 理由

本市にとって最適な議場システムの導入に向け、専門的見地から提案を受けるため、参加意欲のある事業者を幅広く募ることができる公募型プロポーザル方式を採用することにより、本事業実施に必要な適性を有する事業者を選定する。

#### 5 契約方法

本業務に関するシステムの改修及びその後の運用に係る費用については、7年間の賃貸借契約とし、受託候補者が指定したリース業者（6 参加資格（1）から（4）を満たしていること。）との契約を行う。

なお、賃貸借期間満了後は、無償譲渡とする。

#### 6 参加資格

参加資格は、次の全ての要件を満たしている者とする。

ただし、次のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取消すものとする。

(1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスを利用して入札参加資格審査申請を行い、あきる野市における入札参加資格の登録がされていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始申立てがなされている者でないこと。

(4) 令和3年4月6日から令和3年5月31日までの間において、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準による指名停止措置又はあきる野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年あきる野市通達第37号）による入札参加資格停止措置を受けていないこと。

(5) 地方公共団体への議場音響映像システムの導入実績を有していること。

#### 7 申込方法等

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申込書（様式第6号）等の書類を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限 令和3年4月16日（金） 正午まで

(2) 提出場所 あきる野市議会事務局庶務係

（〒197-0814 あきる野市二宮350番地）

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は必着）

- (4) 提出書類
  - ア 参加申込書
  - イ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（写し）
  - ウ 会社概要
  - エ 同種事業又は類似事業の実績を示す書類（契約書の写し等）

## 8 議場等見学会

議場等の形状を把握する機会として、見学会を開催する。見学を希望する場合は、事前に連絡すること。

- (1) 実施日時  
令和3年4月22日（木）・23日（金）・26日（月）・27日（火）・28日（水）  
時間は別途調整するものとする。
- (2) 実施場所  
あきる野市役所6階 議場

## 9 質問票の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問については、質問票（任意書式）に記載し、次のとおり提出する。なお、質問に対する回答は、令和3年5月7日（金）までに質問内容含め電子メールで回答し、ホームページ上で公開する。

- (1) 受付期限 令和3年4月30日（金） 正午まで
- (2) 提出場所 あきる野市議会事務局庶務係
- (3) 提出方法 電子メール又はFAX

## 10 提出書類の作成及び提出

- (1) 提出書類
  - ア 企画提案書（任意様式、表紙を含めてA4用紙50ページ以内、図面等でA3用紙を用いる場合は2ページ分とカウントし、A4サイズに折りたたむこと。また、項目ごとにインデックスを貼るなどして見やすいものとする。）  
なお、企画提案書は、「1.1 審査方法」に記載する各評価項目に沿って記載すること。
  - イ 参考見積書（価格提案書）  
参考見積書の金額は、税抜価格で記載すること。なお、参考見積書の金額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額が提案限度額に示す額を超過した場合は、失格とする。
- (2) 提出書類作成に当たっての注意事項
  - ア 応募1事業者につき、申請は1件とする。
  - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不正行為があった場合は、失格とする。
  - ウ 提出書類の内容変更はできない。

(3) 提出期限等

- ア 提出期限 令和3年5月21日(金) 正午まで
- イ 提出場所 あきる野市議会事務局庶務係
- ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は必着)
- エ 提出部数 9部(正本1部、副本8部)

1.1 審査方法

本プロポーザルのために組織された審査会において、提出された企画提案書等を次の審査基準に基づきプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、最高得点を得た事業者を受託候補者に特定する。

ただし、参加者の中に適格者がいないときは、受託候補者を特定しない場合がある。

審査基準(評価項目及び配点)

評価項目	評価の着眼点	配点
実施体制	専門的能力を有する者の配置	10点
操作性・視認性	シンプルな操作画面、1人で操作可能、誤操作が生じにくい	20点
機能性	要件を踏まえた機器・機能、設置・運用方法などの工夫	20点
安定性	トラブルを未然に防ぐ対策、長期運用に耐え得る安定性	20点
拡張性・発展性	将来的な機能拡張	10点
保守・点検等	定期的な保守点検の充実	10点
メンテナンス	日常的なメンテナンスが容易	20点
障害対応	トラブル、災害等緊急時における対応、サポート拠点の有無	30点
操作説明・研修・操作マニュアル	わかりやすい操作マニュアル、操作指導の実施	20点
その他の提案内容	その他優れた特徴	20点
価格の妥当性	提案額	20点
	合計	200点

なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合、期限までに提出されなかった場合、提出書類に虚偽の記載をした場合は、0点とする。

また、最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、くじにより順位を決定し、出席した審査委員数で算定する合計の満点の5分の3を最低基準とする。

## 1.2 審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施

次のとおり、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。なお、オンラインでのテレビ会議等を使用したリモートでのプレゼンテーション・ヒアリングも可能とする。ただし、リモートでの通信環境等についてはプロポーザル提案者の責任の範囲とする。

- (1) 開催日 令和3年5月31日（月）
- (2) 場所 あきる野市役所庁舎内を予定
- (3) 所要時間 1事業者につき、40分程度
- (4) 内容 企画提案書等の説明（30分以内）及び質疑応答（10分程度）
- (5) 説明者

原則として、企画提案書の説明及び質疑応答は、本事業の担当予定者が行うものとし、会場に入室できるのは3人以内とする。

- (6) プロジェクター等

プロジェクターの使用を可能とする。プロジェクター（EPSON EB-980W）及びスクリーンはあきる野市で用意するが、パソコン等の機器は持参すること。

また、プロジェクター及びスクリーンを使用しない場合には、プレゼンテーション及びヒアリング開催日の前日までに議会事務局に連絡すること。

- (7) 集合時間

参加者ごとの集合時間等は、追って通知する。

## 1.3 日程

本プロポーザルは、次の日程で行うものとする。

項目	日程
公示（案件公表）	令和3年4月6日（火）
参加申込書の提出期限	令和3年4月16日（金） 正午まで
参加資格審査結果通知	令和3年4月21日（水）
質問の受付期限	令和3年4月30日（金） 正午まで
質問の回答期限	令和3年5月7日（金）
企画提案書等の提出期限	令和3年5月21日（金） 正午まで
審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施	令和3年5月31日（月）
審査結果の通知（発送）	令和3年6月中旬（予定）
審査結果の公表	受託候補者として特定した者との契約締結後

## 1.4 審査結果の通知及び公表

プロポーザル参加者全員に対し、審査会において審査した結果をプロポーザル審査結果通知書（様式第8号）により通知する。

審査結果については、受託候補者として特定した者の名称及び点数並びに参加した事業者の点数（事業者名は非公開）をあきる野市ホームページで公表する。なお、審査委員会における審議の内容は、非公表とする。

#### 1.5 契約の締結

受託候補者の特定後、速やかに随意契約の手続きを行い、契約を締結する。仕様書の内容については提案された内容を基本とするが、市との協議により内容を一部変更した上で、契約を締結することもある。

なお、契約に当たっては、改めて見積書をあきる野市の契約担当部署に提出するものとする。

#### 1.6 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に係る全ての費用は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における提出書類（企画提案書等）の修正及び変更、企画提案書等に示された内容以外のことを審査当日に提案することは、認めないものとする。  
ただし、やむを得ない理由により、修正又は変更が生じた場合で、あきる野市が承諾したときは、この限りでない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準に基づき、指名停止措置を行うものとする。
- (4) 提出書類の返却は行わないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、あきる野市情報公開条例（平成9年あきる野市条例第17号）に基づき、情報公開請求の対象となる。  
ただし、受託候補者の特定に影響が出るおそれのある情報については、受託候補者として特定した者との契約締結完了後の公開とする。

#### 1.7 本プロポーザルに係る問合せ先

あきる野市議会事務局庶務係

所在地：〒197-0814 あきる野市二宮350番地

電話番号：042-558-2264（直通）

FAX番号：042-558-1112

メールアドレス：080101@akiruno-info.tokyo.jp